

子どもの育ちと学びの連続性を考える

— 日本の保育内容変遷の視点から —

高月 教恵⁽¹⁾

A study on the continuity of a child's growing and learning

— focusing on Japanese history of substances for child care and education

TAKATSHUKI Norie⁽¹⁾

The purpose of this study is to analyze the cooperation among a nursery school, a kindergarten and an elementary school, focusing on review of Japanese history of content of child care and education. The result indicates that we can facilitate a smooth transition from pre-school child care and education to elementary school education when we successfully establish a curriculum encouraging the development of child's will of independence. The curriculum is also expected to contribute significantly to the cooperation between a kindergarten and a nursery school.

Keywords : A transition from pre-school child care and education to elementary school education, Content of child care and education, Child's will of independence

はじめに

1872（明治5）年に「学制」が發布され、すべて国民は初等教育（小学校）に就学すべきとされた。つまり、小学校は義務教育機関として発足したのである。その際幼稚園は幼稚小学として小学校の種類にあげられ、「幼稚小学」は、「男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」（第22章）と定められた。この幼稚小学はフランスの保育学校をモデルとしながら、その教育機能のみを受容したものであると言われている¹⁾。しかし実際には設立されず、1875（明治8）年京都上京第三十区二十七番小学校（後・柳池小学校）に「幼稚遊戯場」が開設されたのが日本では初めての幼稚園であった。しかし一般庶民の理解を得られず、この幼稚園は1年半ほどで廃止になった。1876（明治9）年に東京女子師範学校附属幼稚園が設立され、これが日本の幼稚園のはじまりとされている。この幼稚園のはじまりから現在に至るまでの保育内容の変遷に

焦点をあわせて、幼小連携、幼保の関係について考えてみたい。

1. 戦前の幼小連携

1) 戦前の保育内容の変遷

東京女子師範学校附属幼稚園が設立された翌年（1877年）に、東京女子師範学校附属幼稚園規則が紹介された。

これが起点となって我が国の幼稚園は発展し、附属幼稚園で行われた保育実践（内容・方法）が一つの手本になって全国に広がっていった。保育内容は表1のとおりである。

表1より、保育内容はフレーベルの恩物を中心として保育が行われていたと考えられる。幼稚園と小学校の設立の経過から考えても、幼稚園と小学校の理念は関連することなく別々の理念で設立されたと言える。

1881（明治14）に東京女子師範学校規則は改正さ

⁽¹⁾ 福山市立大学教育学部児童教育学科

表1 1877(明治10)年東京女子師範学校附属幼稚園規則

3科(物品科・美麗科・知識科)
25子目(五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連接、形体ノ積方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯)

表2 1881(明治14)年東京女子師範学校規則(第7章)

会集、修身ノ話、庶物ノ話、雛遊ヒ、木ノ積立テ、板排へ、箸排へ、環排へ、豆細工、土細工、鎖繫キ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取り、結ヒ物、画キ方、数へ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊戯、体操

れた。保育内容は表2のとおりである。

保育の実際の経験や研究を通して、フレーベルの恩物は省かれ、「数へ方」「読ミ方」「書キ方」が加えられた。これは、幼稚園生活が小学校入学後に生かされるようにとの保護者の要求によるものであった。

1884(明治17)年、文部省は「学齡未滿ノ幼児保育ノ事」についての通達を出し、「学齡未滿ノ幼児ヲ学校ニ入レ学齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケルハ其害不尠候條右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フ」とした。このことについて秋山和夫は「それまで小学校に通学していた幼稚園該当者を小学校から排除することにより、その幼児たちを「幼稚園ノ方法」により保育せよということであった²⁾と述べている。

1885(明治18)年、東京女子師範学校は東京師範学校に統合されて「女子部」に改組され、1890(明治23)年3月に女子高等師範学校になり、それにもなつて附属幼稚園は女子高等師範学校附属幼稚園となった。同年4月に附属幼稚園規則は改正され、女子高等師範学校附属幼稚園規則として紹介された。保育内容は表3のとおりである。「読ミ方」のみが残り、「数へ方」「書キ方」は省かれた。これは、「数へ方」「書キ方」の早期教育が必ずしも小学校入学後の教育に効果をあげるものでなかったと考えられる。同年(明治23年)、中村五六が女子高等師範学校附属幼稚園主事に就任し、フレーベルに学びながら幼児教育における遊びを重視し、遊戯を中心とする保育内容に転換していく³⁾。

1892(明治25)年、女子高等師範学校附属幼稚園に分室が設置され、簡易幼稚園のモデルとされた。保育内容は表4のとおりである。フレーベルの恩物は手技にまとめられ、保育内容は、説話、行儀、手技、唱歌、

表3 1890(明治23)年女子高等師範学校附属幼稚園規則

修身、庶物、読ミ方、板排へ、箸排へ、環排へ、画キ方、縫取り、紙剪り、紙組ミ、紙摺ミ、豆細工、粘土細工、繫キ方、唱歌、遊戯

表4 1892(明治25)年7月
女子高等師範学校附属幼稚園分室仮規則

説話(修身、庶物、事実等)、行儀(言語、動作、整頓、清潔等)、手技(重積方、排置方、連結方、画方、豆細工、紙細工、麦藁細工等)、唱歌、遊戯

遊戯に分けられ、幼児教育の独自性がうかがわれる。

1896(明治29)年、女子高等師範学校附属幼稚園内に、保育研究を目的として附属幼稚園の保母を中心にした保母団体「フレーベル会」が創設された。1899(明治32)年、「フレーベル会」は「幼稚園制度ニ関スル建議書」を出し、保育内容は表5のとおりとした。

表5 1899(明治32)年2月
フレーベル会「幼稚園制度ニ関スル建議書」

説話、唱歌、遊戯、手技、模習

同年(明治32年)6月、文部省は幼稚園保育及び設備規程(省令)を制定し、園児の年齢、保育時間、保母一人に対する幼児数、保育の要旨、保育項目、設備等を定めた。これは、幼稚園に関する最初の単行法令である。保育内容は、表6のとおりである。保育内容を保育4項目として示し、最初の項目を遊戯としたことから、遊戯を中心とした幼稚園保育の独自性が示されたと考えられる。しかしこの規定は、翌年(明治33年)に「小学校令施行規則」が制定されると、「幼稚園及小学校ニ類スル各種学校」の章に組み込まれた。

表6 1899(明治32)年6月
幼稚園保育及び設備規程(省令)

1. 遊戯、2. 唱歌、3. 談話、4. 手技

1906(明治39)年に出された東京女子高等師範学校附属幼稚園保育要項では、保育の方法を4事項として、1日の各事項の時間の配分を、遊戯をおおよそ3時間、唱歌・談話・手技をおおよそ1時間とした。

1911(明治44)年小学校施行規則改正では、その中に組み込まれていた幼稚園に関する規定の一部が改められ、保育事項に関する条文が削除された。つまり、保育項目(4項目)をどのように取り扱うかという縛

りがなくなることによって、幼稚園では保育項目を自由に扱うことができるようになった。一日の保育時間も、「5時以下」を、府県知事の認可事項として長時間保育が認められた。そして、1幼稚園の園児数や保母1人の保育幼児数の制限も緩められた。この結果、幼稚園の数は増し、自由保育の思潮は高まってくるようになった。

1926(大正15)年、文部省は幼稚園に関する最初の単独令である幼稚園令を制定した。これは国の教育に関する最高規定(勅令)のなかに幼稚園が位置づけられたことを意味するものであった。幼稚園令では、幼稚園に園長を置かねばならないとして、園長・保母の資格を定めた。定められた保育内容は表7のとおりである。

表7 1926(大正15)4月 幼稚園令(勅令)

1. 遊戯、2. 唱歌、3. 観察、4. 談話、5. 手技 等

保育内容を保育5項目として示し、「観察」が新たに加わり、「等」が付け加えられたことにより、保母が5項目に限定せず自由に保育を行う余地を残したと考えられる。この幼稚園令制定を機に、幼稚園は増加の一途をたどり、1942(昭和17)年には園数2085園になった。

一方、社会の情勢は、1931(昭和6)年に満州事変が勃発して戦時色の色が濃くなり、1941(昭和16)年12月に太平洋戦争が始まり戦争の激化にともなって、東京都は昭和19年(1944)4月幼稚園閉鎖令を出し、5月には戦時託児所基準を定め、幼稚園教育の実施は困難な状態に陥った。

2) 戦前の幼稚園と小学校の関連

幼稚園と小学校の関連については、「幼稚園が各地に設立されていき、幼稚園教育に対する関心が高まり始め、幼稚園の保母たちの保育研究が軌道にのって行くにつれて、幼稚園の保母の間から問題にされてくることになったのである」⁴⁾と秋山は述べている。そして幼稚園と小学校の連絡問題については、明治40年代から『婦人と子ども』(フレーベル会のちの日本幼稚園協会の機関誌)や『幼児の教育』(1918(大正7)年改名)において取り上げられている。『婦人と子ども』『幼児の教育』に掲載されている幼稚園と小学校の連絡問題を中心に研究した秋山は「小学校は知識、技能

を教える場であるのに対して、幼稚園は遊戯を本領とするという和田実の考え方は高く評価すべきであると思う⁵⁾と述べている。さらに、秋山は、1884(明治17)年に文部省は「学齡未滿ノ幼児保育ノ事」についての通達として「学齡未滿ノ幼児ヲ学校ニ入レ学齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケルハ其害不尠候條右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フ」としたことから「幼稚園は『幼稚園ノ方法』とは何かという課題を追いづけることになりの精力を注いできた…。幼稚園の卒業者を小学校へ送るという大前提の下で、小学校教育にとって幼稚園がどう役立てば良いのかという問題と、幼稚園保育の独自性とは何かという、二つの問題の統一に悩んできたのが、幼稚園の実態であったと云えよう」⁶⁾と述べているように、幼稚園と小学校の関連については、幼稚園が設立された当初から現在に至るまで、幼稚園が抱えてきた課題であると言えよう。

また、秋山は小学校側からの意見として、東京女子高等師範学校附属小学校主事藤井利譽の「幼稚園の教育は全く遊戯的に行わるゝといふのを以て学校教育と区別することは必ずしも正当ではあるまい。今日の小学校の初年級の教育も在る点迄は、幼稚園的に行われて居る、否幼稚園的にする必要がある。決して入学当初より厳密なる意義に於ける教授のみが行はるゝものでないことと思ふ」との意見を紹介して、附属小学校の入門期における小学校教育の幼稚園化を強調していると述べている⁷⁾。そして東京女子高等師範学校附属幼稚園主事倉橋惣三の「教育の区分を三才から六才までにしないで、八才までにすると云ふことの傾向は、是は今日亜米利加に於いて立派に認められて、もう議論時代ではありませぬ」との意見を紹介して、「倉橋は、現在、幼児学校構想において提案されたような年齢区分による学校制度、あるいは、教育内容・方法における幼稚園—小学校との一貫性の実現を期待していた」と言っている⁸⁾。

以上のことから、幼稚園においては幼稚園教育の遊びを中心とした保育の独自性を尊重しながら小学校の連絡問題について考え、小学校においては幼稚園を小学校の下位の教育の延長上にあるという考え方をせず、むしろ遊戯を重んじた幼児教育を引き継いで小学校の教育方法を構想して実践しようとする動きがうかがわれる。

3) 戦前の幼保の関係

我が国の就学前施設は、教育の流れの中で設立した幼稚園とは別に、救貧・防貧のための慈善事業の流れから設立した保育所がある。戦前の託児所の発展に焦点をあわせて幼保の関係について考えてみたい。

1871(明治4)年、横浜にアメリカの3人の宣教師(ミセス・プライン、ミセス・ピアソン、ミス・クロスビー)によって混血児のための「亜米利加婦人教授所」が開設された。この施設は我が国の幼稚園だけではなく明治初期の貧困家庭の子どもを対象にした保育所・託児所の開設に影響を与えた⁹⁾。

1883(明治16)年、渡辺嘉重が茨木県猿島郡小山村に開設した「子守学校」が我が国初めての託児所と言われている。子守学校では小学校に連れて来る乳幼児を教室の一隅に集めて学童が代わる代わるに乳幼児の面倒をみたと言われている¹⁰⁾。

1890(明治23)年、赤沢鍾美(1867-1937)と妻ナカ(仲子)によって創設された私塾新潟静修学校付設託児所が我が国初めての常設託児所だと言われている。赤沢鍾美は小学校の教師であったが退職して、親が代々経営していた私塾「新潟静修学校」に専念した。この「新潟静修学校」には貧しい生徒が多数通って来て、その生徒の中には両親の労働を助けるために弟や妹を背負って来る子どももいた。そこでその子どもたちの学習の邪魔にならないようにナカ(仲子)夫人が別室で弟妹の面倒をみた。これを伝え聞いた貧しい人たちが働くために足手まといになる乳幼児を次々と預けにやってきたために、夫婦の善意によって多数の乳幼児を預かることになった。この託児所は1908(明治41)年に「守孤扶独幼稚児保護会」に改称し発展した¹¹⁾。

1890(明治23)年、箕雄平が鳥取県に農繁期の「季節託児所」開設し、1894(明治27)年には資本主義の発展にともない女子労働者の雇用対策として最初の「企業内託児所」である東京紡績株式会社付設託児所が開設された。

1900(明治33)年、野口幽香と森島峰が、東京市麴町に小さな古家を借りて、日中母親から見放されている貧困家庭の幼児を善意で預かり二葉幼稚園を開設した。2人は華族女学校(後に女子学習院)附属幼稚園に勤務していたが、附属幼稚園とその地域の子どもの落差に驚き、貧困家庭の救済と子どもを保育す

る目的で開設したと言われている。保育内容は表8のとおりである。

表8 1900(明治33)年 二葉幼稚園規則

遊戯、唱歌、談話、手技、(生活習慣・衛生・精神的ケア)

1日の保育時間は文部省令で5時間と定められていたが、二葉幼稚園の保育時間は7時間から8時間とし、日曜日と祝日と年末年始の12日間の休業以外に休みはなかった。保育料は一日一銭であった。保育内容は、生活習慣・衛生・精神的ケアの養護の内容が重視され、保育項目は、唱歌や談話や手技よりも遊戯を主にした保育が行われていた。野口幽香と森島峰も幼稚園の保育であったことから、養護的な内容以外の保育項目は幼稚園の保育内容を取り入れていた。二葉幼稚園の入園希望者が多く、1906(明治39)年には四谷鮫ヶ橋に移転して園児数が100名になり、1914(大正3)年には300名になったため、1916(大正5)年に二葉保育園と改称した。この保育園が模範となって、その後の保育所・託児所に影響を与えていくことになった。¹²⁾¹³⁾

1904(明治37)年、神戸市に軍人遺族(日露戦争)のための「出征軍人児童保管所」が開設され、全国各地に遺族の生活を養護するための臨時的保育所が設置された¹⁴⁾。

1909(明治42)年、岡山孤児院を開設した石井十次が大阪に岡山孤児院付属愛染橋保育所を開設した。石井十次死後、石井十次を支えてきた倉敷紡績社長大原孫三郎が従来の愛染橋保育所を改組拡大して新築し、1918(大正7)年に「石井記念愛染園」が開設され、富田象吉が園長として運営を任された。「石井記念愛染園」の目的・事業の種類¹⁵⁾、及び託児所・幼稚園・小学校の実際¹⁶⁾は、表9のとおりである。

愛染橋幼稚園及託児所の保育規定、保育の要旨によると、託児所は生後100日以上3歳未満の幼児を対象として、早朝から夕刻まで預かっている。幼稚園は満3歳以上学令未満の細民家庭の幼児を対象として、午前8時から午後3時まで、大祭日・祝日・日曜日と冬期休業日(12月30日から1月7日)以外は休まず預かっている。保育課目は、保育の要旨によると、談話、行儀、手技、唱歌、遊戯、園外保育となっており、午睡も約一時間実施され、託児所の機能をもった幼稚園であったことがうかがえる。そして「石井記念愛染園」

表9 「石井記念愛染園」の目的・事業の種類(8)及び託児所・幼稚園・小学校の実際⁹⁾

目的 本園ハ石井氏ノ遺志ヲ紹ギ細民ノ福利ヲ増進セシガ為貧民ノ教育、救護其他必要ナルセ清貧ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス。

事業の種類

- (1) 託児所—生後百日以上満3才以下の労働者の乳幼児の保育
- (2) 細民幼稚園—3才以上、学令未滿の細民幼児保育)
- (3) 細民小学校—公立小学校に通学し得ざる細民子弟の小学校教育
- (4) 補習学校—小学校卒業生の補習教育
- (5) 保母養成所
- (6) 研究室及公開図書館
- (7) 小児救療
- (8) 保護者及卒業生職業紹介
- (9) 代書代読
- (10) 人事相談(細民家庭を訪問し育児衛生の相談にあづかり^(ママ)、就籍其他広く人事の相談に應ず)
- (11) 葬送費給与
- (12) 細民伝道及風紀衛生講話「母の会—育児、衛生、禁酒、貯金奨励の講和及び娯楽等」「家庭塾—嫁入前の娘達に対する裁縫、調理、育児、看護、衛生、行儀作法及宗教教育」等

—社会事業

託児所 保育室の中央に柵を設け、歩行児と葡萄児と分け葡萄児の方は全部畳敷き、他の半分は板の間にしてオルガンこり台、陸上ボート、運動器具、及び種々の玩具を備えつけられる。目下の児童の数は三十名にして保母は歩行葡萄児とも各二名宛擔当されている。昼飯は園の方で供給—間食は午後三時に一度給し保育料一日四錢とす。(成る可く離乳せしもののみ収容せらる。)

幼稚園 遊戯室一室、保育室三室、運動場にはブランコ、こり台、円木等備へられ遊戯室に長さ約三間の戸柵を設け、動物、乗物、其他種々の玩具並列さる。目下百十三名の園児を三組に分ち保母三名擔当され別に講習生二三名手傳う。

小学校 普通の小学校教育を受けられる学科の程度は市内の他の小学校に比して余程進んで居る由。設備完全、清潔、宗教的訓練。保母教師の優秀なる事等に比なき様見受けられた。

は3歳未滿児を対象とした託児所と3歳以上学令未滿を対象とした幼稚園の幼保一体化施設であったと思われる。そして託児所・幼稚園・小学校の一貫した保育体系を樹立しようとしていたこともうかがわれる。

1925(大正14)年、大原孫三郎は倉敷紡績倉敷工場内託児所(明治41年設立)を地域社会のだれもが利用できるように社会化して、現在の倉敷美観地区の一角に保育所「若竹の園」を設立した。この保育所は幼保一体型の保育所であった¹⁷⁾。

一方、1910(明治40)年代の不況にともない、女性労働者が増え、企業内(工場付設)託児所が作られていった。この託児所は、母親や子どものためというよりも、企業の利潤追求のために作られる傾向が強かったようである。

明治末の不況にともない、政府(内務省)は救貧対策として、親が働くために足手まどいになる乳幼児

を保育することが必要であるとして、1909(明治42)年から民間社会事業団体の託児所に補助金を交付した。第一次大戦後の1918(大正8)年には、米価の高騰により国民の生活はますます窮迫したため、内務省は社会局を設置し、託児所をはじめとする児童保護に関する事項を組織的に開始した。つまり従来の保育事業が、慈善事業あるいは企業の私的なものから公的な社会事業となり、救貧対策事業から防貧対策事業へと変わっていった。1918(大正8)年には大阪市公立託児所、1919(大正9)年には京都市公立託児所、1920(大正10)年には東京市公立託児所が設置された。東京市託児保育規定によると、保育内容は表10のとおりである。生後6ヶ月から小学就学前の子どもを対象として、朝6時から夕方6時まで子どもを預かった。保育内容は、幼稚園の保育内容に準じ、「遊戯、唱歌、談話、手技」の保育4項目であった。しかし、この規定にお

いては、託児所の保育にあたる職員は、幼稚園の保母のような特別な資格は必要とされなかった¹⁸⁾。

表10 東京市託児保育規定

保育4項目「遊戯、唱歌、談話、手技」、(自由遊び、おやつ、昼寝、生活習慣に関すること)

託児所の普及状況を見ると、1912(明治45)年では全国の託児所総数は15ヵ所だったが、1917(大正6)年には50ヵ所、1922(大正11)年には121ヵ所、1925(大正14)年には196ヵ所(公立47、私立149)、1926(大正15)年には312ヵ所とになった¹⁹⁾。

このように、我が国の保育施設は家庭の経済状態によって、幼稚園と託児所という二元化の歩みを濃くしていくことになった。

1926(大正15)年4月、文部省は幼稚園令(単独令)を制定した。幼児の年齢を3歳以上小学校就学の始期に達するまでとし、特別の事情のあるときは文部大臣の定めるところにより3歳未満の幼児を入園させてもよいとした(第6条)。そして、保育時間を定めず早朝から夕方まで預かることも認めた(幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項)。これは、文部省が貧困家庭へ幼稚園を開放して、幼稚園と託児所の調整を図ったものと思われる。同年12月に開かれた第1回全国児童保護事業大会に参加した託児所関係者のなかからは、「文部省がこれ程迄に社会事業的に進んで来られました以上、幼児を保育する所は成るべく幼稚園に依ることとし、純真な子供に対して、階級的区別、貧困による差別待遇の如きは何処までも之を避け度いと思うのであります。幼児保育に関しては何卒内務、文部両省が御互に譲歩協同して努力頂きたいと思ひます²⁰⁾」という意見もみられた。しかし、幼稚園で託児所機能をもったものはほんのわずかだった。

1930(昭和3)年以後は世界恐慌の波と、1931(昭和6)年からの戦争勃発でますます貧困化は進み、託児所は増加の一途をたどることになった。児童保護事業関係者からは、労働者や少額所得者の託児所を幼稚園とは区別するべきだという意見が強くなり、1938(昭和13)年には、「保育所に関する継続委員会」が、家庭で適当な保育又は保護を受けることのできない生後6ヵ月から就学までの勤労生活者の子女を、早朝から夕刻まで保育しようという保育所令案要綱をまと

め、経費に関して国庫が1/2から1/3の補助を行なうことを要望した。このことで、我が国の保育施設はますます二元化の色を濃くしていくことになった。行政面においても、幼稚園は文部省の所管であり、託児所は1938(昭和13)年1月に厚生省が設置されてからは内務省から厚生省の所管となり、それぞれが独自に運営されていくことになった。

以上のことから、戦前の幼保の関連においては保育実践においても、行政面(幼稚園令)においても、幼保一元化を計る動きがあったにもかかわらず実現には至らなかったのである。

2. 戦後の保幼小連携

1947(昭和22)年、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部、General Headquarters)の下、学校教育法が公布され、幼稚園は学校体系に組み入れられた。同年児童福祉法が公布され、託児所は「保育所」と改称され、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする児童福祉施設の一つとして制度化された。1948(昭和23)年3月、「保育要領」が刊行された。保育内容は表11のとおりである。幼稚園、保育所、家庭に幼児教育の手引きとして刊行し、楽しい幼児の経験12項目を示した。

表11 1948(昭和23)年 保育要領

1. 見学、2. リズム、3. 休憩、4. 自由遊び、5. 音楽、6. お話、7. 絵画、8. 製作、9. 自由観察、10. ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、11. 健康教育、12. 年中行事

1948年9月～1952年3月にIFEL(教育指導者講習 Institute For Education Leadership)が開催された。幼稚園教育(幼児教育)講習は、第5回(1950.9.18～12.8)、第6回(1951.1.8～3.31)に、全国各県から代表者各1名を集めて実施された。講師ガートルード・エム・ルイス(Gertrude M Lewis)、周郷博(お茶の水女子大学)が中心となって講義、研究、グループ指導にあたった。その際ルイスは幼小連携について次のように発言した。「私が日本にきて調べてみてわかったのであるが、日本では幼稚園と小学校とははっきり分かれていて、その教育の内容などについてあまり連絡がとられていないようであるが、これをどう思うか？」²¹⁾「アメリカでは、3歳から4歳まで収容している施設をナーセリー(保育所)、5歳を幼稚園といい、ナーセ

リーから小学校3年までを1団として、アーリー・チャイルド・エデュケーション（すなわち訳して幼年教育）とよぶ。また、幼稚園の先生は幼稚園だけにとどまることなく、保育所ないしは小学校の低学年の先生になりうる資格がある。実際に先生はこれらのなかを交流融通している現状である。」²²⁾

1949（昭和24）年、厚生省は「保育所運用要領」を刊行した。保育所の意義、役割等を明確にし、保育所の内容を「乳児の保育」「幼児の保育」として、養護的内容を重視した。1952（昭和27）年に「保育指針」を公布し、1954（昭和29）年に「保育の理論と実際」を刊行して保育所保育の充実と向上を計った。

昭和30年代に入り、学習指導要領が国家基準として法的拘束力を持つようになるに伴い、1956（昭和31）年2月に「幼稚園教育要領」が刊行された。保育内容は表12のとおりである。この幼稚園教育要領では、「望ましい経験」を6領域に分類し、各領域に即して示した。そして小学校教育との一貫性をもたせるようにした。そのため「保育」という用語を「教育」に統一した。目標を具体化し、指導計画の作成のうえに役立つようにした。この幼稚園教育要領作成に加わった角尾稔（東京学芸大学、IFEL 6 回生）は、「6 領域（≠教科）を定めて小学校教育との一貫性を図ろうとした。これはまさにルイスの幼年教育の考え方によるものである」²³⁾と述べている。しかし、実際には領域は教科にみなされ、幼稚園教育は小学校の準備教育機関となり、活動の過程よりも教育の結果が重視される傾向になった。さらに戦後は、幼稚園と保育所が一緒に研究会をしていた様子が見えがわかれたが、この「幼稚園教育要領」の刊行後は、幼稚園は教育するところ、保育所は保育するところというようにその距離を広げることとなった。

表12 1956(昭和31)年 幼稚園教育要領

1. 健康、2. 社会、3. 自然、4. 言語、5. 音楽リズム、6. 絵画製作
--

1963（昭和38）年、文部省・厚生省両省は共同通知「幼稚園と保育所の関係について」を出して「保育内容についての幼稚園と保育所の共通性」を示した。そして文部省は領域を教科内容から区別するために1964（昭和39）年3月に幼稚園教育要領を改訂して告示とした。保育内容は表12と同じであるが、幼稚園修了までに幼

児に指導することが「望ましいねらい」を領域ごとに事項として示し、事項を組織して望ましい経験や活動を選択配列して教育課程を編成することとした。そして幼稚園教育は幼児の具体的・総合的な経験した活動を通して達成されるものであるとした。

一方保育所は、文部・厚生両省の共同通知にしたがって、3歳以上の保育については「幼稚園教育要領」に準ずることが望ましいとして、1964（昭和39）年に全国社会福祉協議会保母会が「保育所保育要領」（試案）を発表し、1965（昭和40）年に厚生省は「保育所保育指針」を通達した。養護と教育の一体性を強調し、保育内容については年齢ごとに、領域に区分して、それぞれの発達の特徴、ねらい、望ましい主な活動、指導上の留意事項を示した。

乳幼児数の増加にともない保育所への入所希望、幼稚園への入園希望が増え、1971（昭和46）年に幼稚園は「幼稚園教育振興計画」を実施し、保育所は「保育所緊急整備計画」を策定した。また無認可保育所対策として「簡易保育所5か年計画」を打ち出した。

幼稚園の就園率の高まりに伴い、1971（昭和46）年に文部省は中央教育審議会よって「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策について」答申されたなかで「4,5歳から小学校低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行う」として「幼児学校」構想を打ち出した。1972（昭和47）年以降、教育研究開発協力者会議を設置して、幼稚園と小学校の連携を図る教育課程の研究開発いわゆる研究開発学校による実践研究を継続して行っている。

保育所と幼稚園において幼児は、保育の機会を平等に与えるべきとして、1977（昭和52）年に文部・厚生両省による「幼保懇談会」が発足して、幼保の一元化をめぐる問題について話し合い、両施設の在り方を見直すこととなった。しかし現段階では将来の方向性を立てることは困難であるとして二元性を確認するとどまった。そして今なおその状況は存続したままである。時代の流れとともに、「幼児教育の本来の趣旨が現場に十分理解されていない。都市化、核家族化、少子高齢化、情報化、婦人就業の増大などにより現在の子どもを取り巻く環境の変化に応じて、子どもの育てほしいねらい（方向性）を明確にする。親の養育意識が変容し、子どもの思いやり・耐える心・感性などの発達にいろいろな形で影響を及ぼしてきている」と

して、1989（平成元）年3月に「幼稚園教育要領」が改訂（第1次）され（告示）、1990（平成2）年に「保育所保育指針」が改訂（第1次）された（通知）。保育内容は表13のとおりである。

表13 1989(平成元)年3月 幼稚園教育要領

<p>心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性や表現に関する領域「表現」</p>
--

幼稚園教育は、幼児の特性を踏まえ「環境を通しての教育」を基本とし、「幼児期にふさわしい生活の展開、遊びを通しての総合的指導、一人ひとりの発達に応じた指導」を重視した。そして「ねらい」は幼稚園修了までに育つことが期待される心情・意欲・態度などであり、「内容」は「ねらい」を達成するために指導する事項であるとした。そしてこれらを幼児の発達の側面からまとめた。

しかしその趣旨が一部の幼稚園現場で誤って理解されたことと、時代の流れによる社会の変化を考慮して、1998（平成10）年に「幼稚園教育要領」が改訂（第2次）され、1999（平成11）年に「保育所保育指針」が改訂（第2次）され、2000年4月1日より施行された。

子どもや社会の変化にともない、2006（平成18）年に教育基本法が改正、2007（平成19）年に学校教育法が改正されたのにもない、2008（平成20）年3月に「幼稚園教育要領」が改訂（第3次）され（告示）、「保育所保育指針」が改訂（第3次）され（告示）、2009（平成21）年4月1日より施行されている。保育内容は平成元年改訂された5領域のまま変更はない。

「幼稚園教育要領」の「第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項」の第1の1に次のことが示されている。「(4)幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること」「(9)幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること」。そして第1の

2に「(5)幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること」。

保育所保育指針においても、「第四章保育の計画及び評価」に保育所の全体計画を「保育課程」として明示し、それを具体化した「指導計画」の作成、及び保育の質の向上のための自己評価について示すとして、「(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項」に小学校との連携について次のように示されている。「(ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること」。

以上のことから、幼保一元化、幼保小連携の問題は、幼稚園創設時から検討されてきた問題である。幼保一元化については未だ実現するに至っていない。2006（平成18）年に幼保一体化施設「認定こども園」が発足し、現在の保育施設は幼稚園、保育所、認定こども園となっており、残された課題も多い。

おわりに

就学前保育と小学校の連携について、1956（昭和31）年の幼稚園教育要領作成の一人であった角尾稔は、日本保育学会第64回大会発表会場において「幼小連携の本格的な取り組みは、昭和31年の幼稚園教育要領の改訂以来のことです。まさにその時が来たのです。あの時の過ちを二度と繰り返すことのないように取り組んでいただきたい」²⁴⁾と発言し、このことばを残して帰らぬ人となった。3歳から8歳までを幼年教育とするとしたルイスの言葉を思い出しながら、日本の就学前教育・保育と小学校の滑らかな接続をしなければならないということである。それは保育内容の領域と小学校の教科を結びつけることではない。あくまでも子どもの主体性を中心軸に据えて、就学前の遊びから小学校の学びへとつなげるということである。

幼保の連携においては、今まさに認定こども園の保育内容が課題になっているが、子どもの主体性の育ちを中心にすれば、その解決の糸口は必ず見つかる

考える。

付記：本研究は2013年度福山市立大学重点研究費助成（「保幼小が連携し幼児期の学びと小学校教育の円滑な接続を図るための接続期カリキュラムと指導法および教材の国際比較」（研究代表：大庭三枝）・平成24～26年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C、研究課題「保育所『若竹の園』にみる幼保一体化カリキュラム・保育実践に関する歴史的研究」、課題番号24531016 研究代表者高月教恵）による成果の一部である。

注

- 1) 湯川嘉津美『幼稚園成立史の研究』風間書房、2001年3月、p118
- 2) 秋山和夫「幼稚園と小学校の関連についての考察」湯川嘉津美、荒川智編『論集現代日本の教育史3幼児教育・障害児教育』日本図書センター、2013年6月、p224
- 3) 湯川嘉津美「中村五六のフレーベル理解—明治期におけるフレーベル受容の一断面—」日本ベスタロッカー・フレーベル学会、2005、pp27-31
- 4) 秋山和夫、前掲書 p222
- 5) 前掲書 p227
- 6) 前掲書 p224
- 7) 前掲書 p228
- 8) 前掲書 p229
- 9) 小林恵子「明治四年に開設された亜米利加婦人教授所—婦人宣教師ミセス・プラインの「おばあちゃんの手紙」を中心に」『日本保育学会第48回大会研究論文集』、1995年5月、p262
- 10) 宍戸健夫『日本における保育園の誕生』新読書社、2014年8月、pp67-72
- 11) 前掲書、pp73-74
- 12) 宍戸健夫「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1981年3月pp18-20
- 13) 中西和子「二葉幼稚園から二葉保育園へのあゆみに関する一考察—養護と教育を併せ持つ保育とネットワーク作りの模索—」『幼児教育史研究第4号』幼児教育史学会、2009、pp29-45。
- 14) 宍戸健夫「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1981年3月、p21
- 15) 大阪市民生局報告第140号『保育所の歩み』pp41-42
- 16) 溝手美津枝編『倉敷さつき會と若竹の園』財団法人若竹

の園、平成22年5月pp76-77

- 17) 高月教恵「大正14年度保育所『若竹の園』保育の実際」『日本における保育実践史研究—大正デモクラシー期を中心に』御茶の水書房、2010年2月、pp177-200
- 18) 勅使千鶴「大正・昭和戦前期の保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1981年3月、p76-77
- 19) 高月教恵「日本の幼稚園・保育所（託児所）のはじまり」『日本における保育実践史研究—大正デモクラシー期を中心に』前掲書、2010年2月、pp14-15
- 20) 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに(株)、1979年、p205
- 21) 高月教恵「IFELの実際—大橋和子によるルイスの講義ノートを中心に」安川悦子監修『児童教育学を創る』福山市立大学開学論集、2011年3月、pp141-142
- 22) 前掲書、p156
- 23) 2011年5月21日の口頭発表B会場（玉川大学1号館2階201教室）の高月教恵「IFEL5 回生大橋和子講義ノート幼児の研究・観察を中心に—」の発表に対する質疑応答の時に、角尾稔から発言された言葉を記載したものである。
- 24) 前掲

(2014年10月31日受稿、2014年12月10日受理)